

伊豆の国市景観条例をここに公布する。

平成26年6月26日

伊豆の国市長

伊豆の国市条例第18号

伊豆の国市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 景観形成基本計画及び景観計画（第7条－第10条）
- 第3章 景観計画区域内における行為の規制等（第11条－第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条）
- 第5章 眺望点（第20条・第21条）
- 第6章 地区における景観の形成（第22条－第25条）
- 第7章 支援及び表彰等（第26条・第27条）
- 第8章 伊豆の国市景観審議会（第28条－第31条）
- 第9章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の豊かな自然と、先人の築いた歴史と文化を受け継ぎ、市民、事業者及び市が共に景観形成に取り組むことにより、市民や訪れる人の心を豊かにし、若人に夢と希望を与えるような活力あるまちづくりを推進するため、本市の景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見又は要望が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

4 市は、良好な景観の形成に関し、市民及び事業者の意識を高めるため、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、良好な景観の形成に資する活動を行う市民及び事業者の支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、地域の景観の特性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

第2章 景観形成基本計画及び景観計画

(景観形成基本計画)

第7条 市長は、良好な景観の形成の基本的な方針を示し、市、市民及び事業者の共通の指針となる景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを告示しなければならない。

3 市長は、基本計画を変更しようとするときは、あらかじめ伊豆の国市景観審議

会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

（景観計画）

第8条 市長は、前条の基本計画に即して法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 前条第3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観重点整備地区）

第9条 市長は、景観計画において、景観計画区域内にあつて地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために特に先導的かつ重点的に取り組む必要があると認める地区を景観重点整備地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項に規定する事項を、重点地区ごとに定めることができる。

（計画提案に対する判断に係る手続）

第10条 市長は、法第12条の規定による判断をしようとするときは、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

第3章 景観計画区域内における行為の規制等

（届出を要する行為等）

第11条 景観計画区域内における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 土地に自立した太陽光発電設備の設置
- (5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間連続して行う照明の設置、廃止等
- (6) 自動販売機及びその修景施設の設置、模様替え等

（届出を要しない行為）

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為（規則で定める工作物に係る行為に限

る。)のうち規則で定めるもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの

2 前項各号の規則で定める行為及び同項第2号の規則で定める工作物は、景観計画区域内において定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(法第16条第7項に規定するものを除く。)とする。

(完了届)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(景観計画への適合)

第15条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合しなければならない。

(助言又は指導)

第16条 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、必要に応じ、審議会に諮問するものとする。

(空地等に係る要請)

第18条 市長は、景観計画区域内の空地、建築物又は工作物及び樹木が、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条又は法第35条の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

第5章 眺望点

(眺望点の指定等)

第20条 市長は、富士山その他の伊豆の国市特有の景観を眺望できる地点を、眺望点として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による眺望点を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するとともに、当該眺望点の所有者の同意を得なければならない。

3 市長は、眺望点の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による眺望点の指定の解除について準用する。

(眺望点の整備)

第21条 市長は、前条第1項の規定による眺望点を指定したときは、当該眺望点の整備に努めるものとする。

第6章 地区における景観の形成

(景観地区の設定の手続)

第22条 市長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするとき、又は景観地区について定めた都市計画の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(準景観地区の指定の手続)

第23条 市長は、法第74条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(景観協定の認可の手続)

第24条 市長は、法第81条第4項若しくは法第90条第2項の規定による景観協定の認可又は法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可をしようとするときは、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(景観整備機構の指定の手続)

第25条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

第7章 支援及び表彰等

(景観の形成に係る支援)

第26条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人又は団体並びに景観重要建造物等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的支援その他必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第27条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認める建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認める個人又は団体を表彰することができる。

第8章 伊豆の国市景観審議会

(設置)

第28条 市長は、良好な景観の形成の推進を図るため、伊豆の国市景観審議会を置く。

(審議事項)

第29条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、良好な景観を形成するために市長が必要と認める事項について審議し、答申する。

(任期)

第30条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による市民
- (3) 各種団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員

3 前2項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(公表)

第32条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、景観計画に規定する葦山古川河川区域ゾーンを除く景観計画区域に係る第11条及び第13条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を改正する。

別表中都市計画審議会の項の次に次の項を加える。

景観審議会の委員	日額10,000円
	半日額6,000円

(伊豆長岡町街並景観づくり条例の廃止)

3 伊豆長岡町街並景観づくり条例(平成6年伊豆長岡町条例第1号)は、廃止する。